

I 保健医療福祉の人材の確保と資質向上

【1. 従事者確保対策と人材育成支援】

峡南地域の課題	6か年の行動計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R2年度の実施計画
<p>○ 少子高齢化の進展、疾病構造の変化、在宅医療の需要の増加、医療の高度化・専門化、住民ニーズの増大により保健医療福祉従事者への需要は、高まっている。</p> <p>○ 多様化する住民ニーズに対応し対応し、質の高いサービスを提供するため各関係機関と連携を図り、保健医療福祉従事者の確保と人材育成を行う必要がある。</p>	<p>【確保対策】</p> <p>○ 潜在看護師等の再就業相談</p> <p>○ フェスタ看護事業の実施</p>							<ul style="list-style-type: none"> ・峡南地域看護職就職説明会開催 1回 ・管内病院看護管理統括者会議開催3回 ・高校生の一看護師事業実施 ・一日まちの保健室実施
	<p>【人材育成対策】</p> <p>○ 保健医療福祉従事者等の資質向上への支援</p> <p>◇ 職種別会議、研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師現任教育の実施 ・管内介護支援専門員研修会への協力 ・栄養士研修会の実施 ・調理師研修会の実施 							<p>「生涯を通じた健康増進対策」は、担当者会議や各町ごと取り組み、年度末に指標を用いて情報交換(評価)を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業者集団指導時に健康づくりの情報提供 ・栄養士、調理師資質向上のための研修会実施 ・保健師定例研究会開催 10回 ・保健師現任教育研修会実施 ・集合研修 2回 ・統括・補佐的保健師会議開催 3回 ・看護管理者研修会開催 1回 (病院・地域の看護管理者対象)
	<p>◇ 業務別会議、研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健担当者研修会、母子保健推進会議の開催 ・特定給食施設等に従事する職員研修会 ・管内各町精神保健福祉担当者会議の開催 ・地域セーフティネット研修会の開催 ・峡南地域発達障害児連携支援研修会の実施 ・生活習慣病担当者会議 ・病院・地域看護関係者連絡会議 							<ul style="list-style-type: none"> ・管内の母子保健の課題解決のため、母子保健担当者会議を年6回開催 ・母子保健推進会議、研修会を開催 ・給食施設従事者への研修会実施 ・管内各町精神保健福祉担当者会議を年6回開催 ・地域セーフティネット研修会を年1回開催 ・峡南地域発達障害児連携支援研修会を年1回開催(6月はコロナウイルス感染拡大防止のため中止、1月末は開催予定) ・生活習慣病担当者会議 年6回 ・病院・地域看護関係者連絡会議 年6回

II 疾病・事業ごとの保健医療の連携体制

【1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実】

<p>峡南地域の課題</p>	<p>6か年の行動計画</p>	<p>H30</p>	<p>R1</p>	<p>R2</p>	<p>R3</p>	<p>R4</p>	<p>R5</p>	<p>R2年度の実施計画</p>
<p>○ 発がんに寄与する因子への対策として有効である肝炎ウイルス検査、ヘリコバクター・ピロリの除菌等の普及啓発を行う必要がある。</p>	<p>○ 感染予防及び検査、除菌等予防対策の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウイルス性肝炎の知識と検査の必要性の普及啓発 ・ ウイルス性肝炎検査及び指導の実施 ・ 肝炎治療費の助成事業の実施 ・ 肝炎治療終了者のフォローアップ事業の実施 ・ ヘリコバクター・ピロリ除菌治療費助成事業の普及啓発 							<ul style="list-style-type: none"> ・ ウイルス性肝炎の普及啓発 ・ ウイルス性肝炎検査、指導の実施 ・ 肝炎治療費助成事業、肝炎治療終了者フォローアップ事業の実施 ・ ヘリコバクター・ピロリ除菌治療費助成事業の普及啓発
<p>○ がんによる死亡率を減少させるために、管内各町のがん検診の精度を高める必要がある。</p>	<p>○ がん検診の精度管理の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町のがん対策担当者会議の開催 がん罹患状況、検診実施状況等の実態把握 情報交換、課題の明確化、精度管理向上の協議 ・ 町のがん検診仕様書、契約書等の検討 ・ 医療機関、検診機関等との協議 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 管内各町がん担当者会議の開催 ・ 子宮頸がん検診の精度管理に係るワーキングの参加

【2. 自殺予防対策の推進】

<p>峡南地域の課題</p>	<p>6か年の行動計画</p>	<p>H30</p>	<p>R1</p>	<p>R2</p>	<p>R3</p>	<p>R4</p>	<p>R5</p>	<p>R2年度の実施計画</p>
<p>○ 峡南地域の自殺死亡率は、県平均を上回っており、働き盛り世代及び高齢者の自殺死亡率が高い。</p> <p>○ 自殺の要因は、健康問題、経済・生活問題、家庭問題など多くの社会的要因が背景にあることから、幅広い分野の関係機関、団体等と連携した予防対策を進める必要がある。</p>	<p>○ 関係機関・団体との連携による予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域セーフティネット連絡会議の開催 課題の共有、情報交換を行う中で、各機関が担う役割を明確にし、取り組みを強化する。 ・ 町の精神保健福祉担当者会議の開催 町の自殺対策推進計画策定への資料提供、技術的支援を行う。 ・ 各町の事業への技術支援 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域セーフティネット連絡会議を開催し、課題の共有、情報交換を行う中で、各機関が担う役割を明確にし、取り組みを強化する。(年1回) ・ 管内各町精神保健福祉担当者会議を開催し、町の自殺対策推進計画策定後の各種事業が円滑に実施出来るように技術的支援を行う(年6回)。 ・ 各町事業への技術支援を随時行う。
	<p>○ 働き盛り世代のメンタルヘルス対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等と連携した出張メンタルヘルス講座の開催 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模事業所等を中心に出張メンタルヘルス講座を随時開催する。
	<p>○ 高齢者見守り体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市川三郷町モデル事業(H29)への継続支援 ・ 管内他町での取り組み促進 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 市川三郷町に対し継続的に支援する。(見守り対象者の把握) (ゲートキーパーと町との連携づくり) ・ 町の精神保健福祉担当者会議において、事業取り組みの紹介を行い、他町での取り組みについて検討を行う。 ・ 事業を実施する町への技術的な支援を行う。

【3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

<p>峡南地域の課題</p>	<p>6か年の行動計画</p>	<p>H30</p>	<p>R1</p>	<p>R2</p>	<p>R3</p>	<p>R4</p>	<p>R5</p>	<p>R2年度の実施計画</p>
<p>○ 精神科専門の病院がなく、退院後の住居、施設等が少ない中で、長期入院の精神患者が住み慣れた地域で生活できるための重層的な連携による支援体制を構築することが必要である。</p> <p>○ 措置入院者が退院後に社会復帰の促進及びその自立と社会活動への参加の促進のために必要な医療、その他の援助を適切かつ円滑に受けられることができるよう、退院後の支援の仕組みを整備する必要がある。</p>	<p>○ 地域移行推進の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期入院患者調査の実施、実態把握、課題の明確化 ・ 各医療機関と退院に向けた検討会の実施 ・ 管内各町精神保健福祉担当者会議による協議 ・ ピアサポーターによる支援 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期入院患者の実態把握を行い、各個別ケースの課題を分析する。 ・ 各個別ケースの課題を踏まえ、ケースのいる精神科病院への訪問、退院支援を検討する。 ・ 管内精神保健福祉担当者会議を開催し、基盤整備等の協議を行う。
	<p>○ 重層的な連携による支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 ・ 関係者への研修会の実施 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 管内各町精神保健福祉担当者会議の場を活用し、管内の課題について保健・医療・福祉関係者による協議を行うと共に、支援者向けに人材育成を実施する。
	<p>○ 個別ケース検討会議の設置・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別ケース検討会議を設置し、次の内容を協議する。 ・ 措置入院患者の退院後支援計画の作成 ・ 計画実施に係る連絡調整 ・ 退院支援計画を本人に交付 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別ケース検討会議の設置 ・ 退院支援計画の作成、交付 ・ 計画に係る連絡調整
	<p>○ 相談指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退院支援計画に沿って相談指導を実施 ・ 支援全体の調整を行う。 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談指導の実施 ・ 支援の調整

【4. 救急医療体制の整備】

峡南地域の課題	6か年の行動計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R2年度の実施計画	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関数や医師、看護師等医療従事者数が限られた地域である。 ○ 不要不急の安易な救急車利用を防ぐため、救急に関する正しい理解と利用について普及啓発を図る必要がある。 ○ 限られた資源を有効活用するため、医療機関の連携による安定した救急医療体制の整備が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急医療体制の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院群輪番制の円滑な運用に関して地域保健医療推進委員会において継続して検討 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健医療推進委員会の場での協議。 ・ 必要に応じて、関係機関による検討会を開催。 ・ 令和3年度からの保健医療推進委員会の体制について協議。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民への普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救急医療の適正利用に関し、ホームページやちらし等による普及啓発の実施 								<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村とも協力し、各自治体にちらしを配布する。 ・ 峡南消防本部と協力し、街頭キャンペーンを実施する。 ・ 各種会議・研修会等において、普及啓発を実施する。 ・ 保健所ホームページによる普及啓発を実施する。

【5. 災害時体制の充実・強化】

峡南地域の課題	6か年の行動計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R2年度の実施計画	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 峡南地域は医療資源が少なく、災害発生時に医療支援が迅速適切に行われるようにするため関係機関との訓練を通じた連携体制の構築が必要である。 ○ 地域の特性上、初動から参集できる職員が少数である場合に備え、対策を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害を想定した情報伝達訓練の継続実施 ・ 管内又は管外関係機関と連携した医療救護訓練の継続実施 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の訓練成果をふまえて全県一斉の情報伝達訓練を年1回実施する。 ・ モデル町を選定し、医療救護所の設置訓練及びトリアージ訓練を実施する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時対応カルテの更新 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所系社会福祉施設のカルテの更新 								<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所系社会福祉施設のカルテに変更事項があったときは、適宜更新していく。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所内・管内の災害体制の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時初動体制マニュアルの整備 ・ 災害時初動対応の訓練 								<ul style="list-style-type: none"> ・ アクションカードに基づき検証訓練を行い、災害時に職場へ参集できた者がどのように初動すればよいか検討を重ね、より実践的な内容となるよう精度を高める。 ・ アクションカードの検証と併せ、初動対応訓練を実施し、実務についての理解を深める。

【6. 在宅医療の推進】

峡南地域の課題	6か年の行動計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R2年度の実施計画
<p>○ 県下でも高齢化率が高く、医療機関や医療従事者が少ない地域である。</p> <p>○ このような状況に対して、住民が住み慣れた地域で安心して在宅療養を送れるよう在宅医療の体制整備の構築が重要である。</p>	<p>○ 在宅医療に関する課題や対策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 峡南地域保健医療推進委員会の専門委員会を開催 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 峡南地域在宅医療広域連携会議の開催 2回 ・ 訪問看護における自宅看取りに関する調査結果を踏まえて、医療体制の構築(在宅看取り、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応)について「今後の対策」を検討していく。
	<p>○ 訪問看護の対応力向上と多職種関係者の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護管理者会議への参加 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護管理者会議参加 隔月 ・ 峡南地域在宅医療広域連携会議にて資料を用いてトータルサポートマネジャーについて周知し、活用促進 ・ 看取りの調査結果をもとに訪問看護における課題の提供
	<p>○ 退院支援に求められる機能の強化に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退院支援マネジメントガイドラインを用いた退院支援の取り組みを推進 ・ 峡南保健福祉事務所ホームページに「在宅医療・介護の手引き」を掲載 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護管理者合同研修会の開催 1回 ・ 退院支援マネジメント研修会開催 2回(看護協会峡南地区支部と連携しての開催)
	<p>○ 在宅医療連携ツールの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コメットの評価、活用についての検討 ・ 効果的な在宅医療連携ツールの検討と活用 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療、介護関係者の情報共有ツールの取組に関する意見交換会への参画

【7. 重大感染症対策】

峡南地域の課題	6か年の行動計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R2年度の実施計画
<p>○ 近年、海外では新たな感染症やエボラ出血熱の流行がある。</p> <p>○ 県内における重大な感染症の発生に備えて、医療資源が少ない中で適切な医療提供が行えるよう、関係者を対象とした研修会、訓練を開催するとともに、関係機関とのネットワークの構築を図る必要がある。</p>	<p>○ 関係機関とのネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策会議の開催 ・ 医療マニュアル策定部会の設置と開催 ・ 医療マニュアルの策定 ・ 医療マニュアルの必要に応じた修正 ・ 管内病院のBCP作成、医療連携マニュアルに基づく修正への支援 ・ 山梨県重大感染症危機管理協議会との連携 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症に関する関係者会議等の開催 ・ 新型インフルエンザ等対策会議の開催 ・ 医療連携マニュアル策定部会の設置、開催 ・ 医療連携マニュアルの策定、承認 ・ 管内病院のBCP作成状況の把握 ・ 管内病院のBCP作成及び修正への支援 ・ 山梨県重大感染症危機管理協議会との連携
	<p>○ 関係者を対象とした研修会、訓練の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大感染症発生時対応研修会、訓練の開催 ・ 医療連携マニュアルに基づいた訓練の開催及び検証 							

Ⅲ 保健・医療・福祉の総合的な取り組み

【1. 地域・職域保健の連携体制づくりと健康づくりの推進】

峡南地域の課題	6か年の行動計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R2年度の実施計画
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域・職域間の連携を強化し、働き盛りからの生活習慣病予防対策を推進していく必要がある。 ○ 新規人工透析導入患者のうち原疾患が糖尿病である者の割合は全国より高い割合で推移している。 ○ 峡南地域の国保加入者においても県と同様に推移している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活習慣病予防対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域職域保健連携推進協議会の開催 ・ 生活習慣病予防講習会の実施 ・ 働き盛りが利用する事業所給食施設の現状把握 ・ 事業所給食施設へ健康情報を発信 ・ 各町食生活改善推進員協議会への活動支援 ・ 愛育班組織の活動支援 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 働き盛りの健康づくりへの取り組みを進めるため、峡南地域・職域保健連携推進会議を年2回開催する。 ・ 生活習慣病対策担当者会議にて抽出された課題を周知するために講習会を開催する。 ・ 働き盛りの健康づくりへの取り組みを進めるため産業保健における健康課題を把握し、健康経営という観点から事業所給食施設へ健康情報を発信する。 ・ 地域住民を対象にした食生活改善推進員協議会活動を支援する。 ・ 地域住民を対象にした愛育会活動への支援を行う。 ・ 受動喫煙対策として関係機関への周知、指導、助言を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 糖尿病・腎臓病の発症・重症化予防の取り組み推進 							

【2. 地域包括ケアシステムの構築とその深化・推進】

峡南地域の課題	6か年の行動計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R2年度の実施計画
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢化率が高い峡南の地域性を踏まえ、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるために、峡南地域における「地域包括ケアシステム」の構築とその深化・推進を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムの構築とその深化・推進に向けた各町への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の自立支援、介護予防重度化防止の推進 ・ 切れ目のない医療と介護の提供体制の整備 ・ 多様な主体が共に支え合う地域共生社会の実現 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ケア会議への助言等及び自立支援型地域ケア会議実施支援を行う。 ・ 峡南在宅医療支援センター実務者会議への参画等を通じ、各町の在宅医療・介護連携推進を支援する。 ・ H30年度に作成した入退院連携ルールの検証及び周知を支援する。 ・ 広域的な関係団体が連携する各種会議等に参画する中で助言等を行う。 ・ 生活支援体制整備協議体の企画運営への助言等、生活支援コーディネーターの活動を支援する。

【3. 認知症対策】

峡南地域の課題	6か年の行動計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R2年度の実施計画
<p>○ 高齢化率や認知症高齢者の割合が高い峡南の地域性を踏まえ、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療・介護の連携体制を充実させる必要がある。</p> <p>また、重症化を防ぐため、認知症初期集中支援チームの機能向上等、早期発見・早期対応の体制を整備する必要がある。</p>	<p>○ 認知症の早期発見・早期対応のための体制整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症初期集中支援チームの機能向上に向けた支援 峡南地域認知症相談窓口等支援体制の充実強化 							<ul style="list-style-type: none"> 認知症初期集中支援チームが、効果的に機能できるよう、先進事例の紹介や事例研究の支援を行う。 H29年度に見直した峡南地域認知症支援体制について検証し、支援の方向性を検討する。 各町が配置した認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターとの意見交換等を行い、各町における活動推進を支援する。 認知症の人と家族の会の交流会研修会に参画し、情報提供等支援を行う。 圏域連絡会の開催等、認知症への支援について関係機関との連携を強化する。
	<p>○ 峡南地域における支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーターの活動への支援 認知症の人と家族への支援 圏域連絡会開催等、関係機関の連携強化 							

【4. 発達障害児(者)等支援体制の強化】

峡南地域の課題	6か年の行動計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R2年度の実施計画	
<p>○ 発達障害児(者)が地域で安心して暮らせるために、管内5町が各関係機関との連携のもと、ライフステージに応じ、切れ目のない支援が図れるよう体制整備の促進を図る必要がある。</p>	<p>○ 各町の支援体制整備への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 町の状況や要請に応じた支援 管内の課題の抽出 各町における会議等での情報共有 各町の連携協議会設立に向けた支援 							<ul style="list-style-type: none"> 峡南地域発達障害児連携支援研修会のアンケートを通して把握出来た課題を抽出する。 管内に療育機関が少ないことから、支援が必要な対象者が利用できる機関の情報提供を行う。 母子保健担当者会議、保健福祉課長会議、各町等での会議等にオブザーバーとして参加し、情報共有する。 	
	<p>○ 峡南地域発達障害児(者)等支援検討会議の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議や研修会の実施による対応力向上のための支援 								<ul style="list-style-type: none"> 町、学校、関係機関が一堂に会しての、当事者、保護者、関係機関との連携に焦点を当てた実務者向けの情報共有や情報伝達及びグループワーク等を1回実施する。
	<p>○ 既存の圏域会議等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 南部地区特別支援連携協議会等の圏域会議との連携、強化 峡南圏域相談支援センター等関係機関との連携 								<ul style="list-style-type: none"> 各種会議、研修会等を通して関係機関との連携を強化していく。

IV 安全で衛生的な生活環境の整備

【1. 食品による事故防止及び食品の安全確保の充実】

峡南地域の課題	6か年の行動計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R2年度の実施計画
<p>○ 食品を原因とする消費者の健康被害防止を目的に、施設衛生管理及び従事者に対する衛生指導の徹底を図る。</p>	<p>○ 集団給食施設への監視指導及び研修会等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立ち入り調査 ・ 出前講座の実施 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団給食施設においては大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理の徹底を行い、食中毒の発生防止及び感染拡大防止を図る。 ・ HACCPに基づく衛生管理方法の導入に努め、自主衛生管理の更なる向上を図る。 ・ 食品衛生月間中にキャンペーンを実施し、消費者に対し食中毒防止の普及啓発を図る。
	<p>○ 食品業者(弁当製造施設等)への講習会の実施及びHACCPを取り入れた自主衛生管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講習会の実施 ・ 集中監視や一斉監視の実施 							
	<p>○ 消費者への食中毒防止普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生月間事業の実施 							
	<p>○ 流通食品等の安全性確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係部署と連携し、違反不良食品の流通防止、排除を実施 							

【2. 医薬品等の安全管理】

峡南地域の課題	6か年の行動計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R2年度の実施計画
<p>○ 医薬品による健康被害防止のため、医薬品の安全性や有効性、品質確保を行う必要がある。</p> <p>また、薬物の乱用は、深刻な社会問題となっており、地域における青少年や中学生などに対する薬物乱用防止の啓発を図る必要がある。</p>	<p>○ 医薬品等の安全性確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬局や医薬品等販売業者等への監視指導を実施 ・ 医薬品の副作用や適正使用に関する最新情報の提供 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 不良不正医薬品等の流通防止、及び医薬品販売制度の適正な執行について監視指導を行う。 ・ 医薬品に関する副作用や適正使用などの情報を医療機関等へ迅速に情報提供し、事故発生の未然防止に努める。 ・ ヤング街頭キャンペーン等において、主に青少年や中高生などを対象とした薬物乱用防止の普及啓発を行う。 ・ 地区支部の薬物乱用防止指導員を対象にした研修会を開催し、指導員育成に努める。 ・ 麻薬など取扱施設に対する監視を行い、適正管理されているか監視指導を行う。
	<p>○ 薬物乱用防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普及啓発活動の実施 ・ ヤング街頭キャンペーンの実施 ・ 薬物乱用防止指導員協議会地区支部への支援 ・ 麻薬等取扱がある薬局、医療機関等への監視指導を実施 							

【3. 生活衛生関係営業施設の監視指導の徹底による健康被害の未然防止】

<p>峡南地域の課題</p>	<p>6か年の行動計画</p>	<p>H30</p>	<p>R1</p>	<p>R2</p>	<p>R3</p>	<p>R4</p>	<p>R5</p>	<p>R2年度の実施計画</p>
<p>○ 生活衛生関係営業施設等は、住民生活に密接したサービスを提供し、生活の質の向上に重要な役割を担っているため、これらの衛生水準の維持向上及び健康被害の発生防止が必要である。また、水道事業については、安全な水質を確保し、住民に安定供給する必要がある。</p>	<p>○ 入浴施設における衛生対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆浴場及び旅館等の入浴施設に対する監視指導を実施 ・ レジオネラ対策講習会の開催 							<ul style="list-style-type: none"> ・ レジオネラ対策講習会を開催し、衛生管理の徹底について周知を図り、施設立入調査時には衛生状況の確認、指導を行う。
	<p>○ 健康被害の状況等の実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理美容所関係施設の衛生管理の意識向上のための監視指導を実施 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設への立入調査を行い、使用器具等の保管状況などの施設衛生状況を確認し、必要に応じ改善指導を行う。
	<p>○ 水道水の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携し、水質検査の実施や水道設備の整備指導等を行う。 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質検査や施設定期点検報告を基に、必要に応じ施設設備管理者に対する指導を実施する。